

令和2年(2020年)4月3日

各小学校長様
各中学校長様
義務教育学校長様
特別支援学校長様

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

新ガイドラインを踏まえた教育活動の再開
短縮授業期間の設定等について

本市では、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育活動の再開に向けて」(3月26日付文書)の通り、教育活動の再開に向けてご準備いただいているところです。

この度公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(令和2年4月1日))等を受けて、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況では、「感染拡大警戒区域」ではないものの、依然として多くの地域で、感染がみられることから、改訂された臨時休業の実施に関するガイドライン(令和2年4月1日通知)等を踏まえ、「感染確認地域」としての対応を基本として以下のとおりとします。貴校の教職員及び関係者へ周知いただくとともにご準備願います。

記

1 授業を短縮する期間

4月7日(火)～4月17日(金)

(1)給食を実施する。開始日は、学校の当初予定通りとする。

但し、保護者より1週間以上の欠席の申し出ある場合は、給食を停止することができる。

※3日前 10:30までの連絡 例8日(水)連絡→13日(月)より停止

(2)清掃は簡単清掃程度とする。

(3)中学校及び義務教育学校(後期課程)は、部活動を実施しても良い。

- | | |
|---------------|--------------------|
| ①活動場所 | 校内の活動とする |
| ②活動時間 | 1日2時間を上限とする |
| ③活動を行う日 | 月～金に3日及び土日に1日を上限する |
| ④対外試合・合同練習・合宿 | 自粛する |

2 出席停止の扱いについて

(1)学校保健安全法第19条による出席停止によるもの

- ・児童生徒及び教職員の感染が判明した場合
- ・感染者の濃厚接触者に特定された場合
※濃厚接触者とは、保健所より指示のあった者
- ・児童生徒等に発熱等の風邪症状がみられるときは自宅で休養

(2)「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくても良いと認めた日」として「出席停止」なる場合

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患のある児童生徒等の中には、重症化のリスクが高い者もいることから、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、校園長が個別に登校の判断をすること。登校すべきでないと判断した場合は「出席停止」となる。

3 4月～6月の学校行事に関すること

(1) 離任式、授業参観、オープンスクール、家庭訪問

集団感染リスク回避の観点から、中止または延期を検討する。

(2) 運動会・体育大会

3つの条件が重なることのないよう、実施内容や方法(例えば、半日での開催等)の工夫が必要である。特に、密集・密接する場面が多い運動については、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせる。

(3) 修学旅行 延期する

(4) 自然学校 2泊3日に短縮し、8月下旬以降に延期する

4 連絡事項

- ・引き続き、別添の「市立学校園における教育活動の再開等に係る留意事項」を参考に、ご準備をお願いします。

○ 送付物

(写)「Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について

【参考】(写)「県立学校における春季休業明けの取扱い」

文部科学省

担当： 2 学校保健安全課 IP90-3812 TEL0798(35)3812
1(1) 学校給食課 IP91-3863 TEL0798(35)3863
上記以外 学校教育課 IP90-3857 TEL0798(35)3857

以上

1 始業式及び学期はじめの連絡

- ・始業式は工夫して実施する。例 放送や映像など
- ・学級開きの簡素化や始業式翌日から教科等の授業に入ること等を伝える。
- ・休み時間の過ごし方や登校時の注意事項などを学級などで行う。
- ・保護者に学校で呼びかけている配慮事項を学校だよりなどで共有する。

2 授業を短縮する期間の校時等(例)

小学校の場合

時 間	内 容	留 意 点
8:30～ 8:50	朝の会・朝学習	検温の記録 (別紙1参照)
8:55～ 9:40	1校時	こまめな 換気
9:45～10:30	2校時	
10:40～11:25	3校時	
11:25～12:10	4校時	
12:10～12:50	給食	
12:50～13:00	簡単清掃	給食の片付けと 同時進行
13:00～13:15	終わりの会	
13:30～	児童育成センターなどへ	

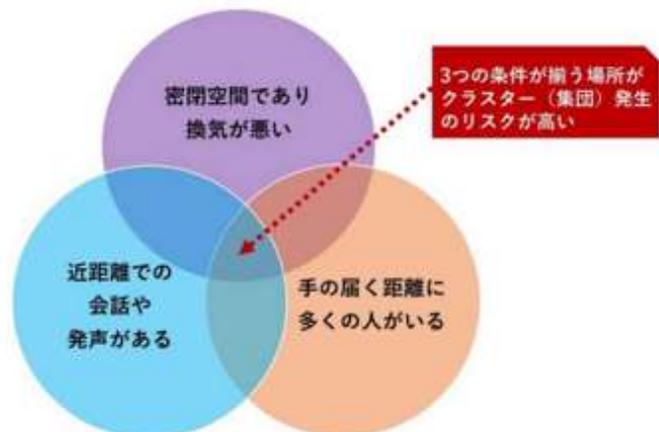
中学校の場合

時 間	内 容	留 意 点
8:25～ 8:45	朝の会・朝学習	検温の記録 (別紙1参照)
8:50～ 9:40	1校時	こまめな 換気
9:50～10:40	2校時	
10:50～11:40	3校時	
11:50～12:40	4校時	
12:40～13:15	給食	
13:15～13:30	簡単清掃・終学活	給食の片付けと 同時進行
13:30～15:15	部活動	
15:30	絶対下校	

3 授業環境及び授業の進め方に関すること

授業環境

- ・授業時間、休み時間毎に、こまめな換気（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）を行う。
- ・教材・教具は、1日1回以上、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。授業使用時は、できるだけ共用を避ける。



感染症対策を配慮した活動例

- ・児童生徒が黙々と学習できることを優先的に行う。例 書くことを中心とした活動
- ・グループ(班)やペアなどで行う活動は自粛する。
- ・特別教室等でグループ机を使用した活動を見合わせる。
- ・【思考力・判断力・表現力】 新聞、作文、レポートなどにまとめるなどの活動を取り入れる。
- ・【主体的に学習する態度】 ワークシートを工夫し、単元などのまとまりの中での自らの学習の調整の経過を記述させる。
- ・プリント学習を組み合わせる。→EduNet 授業支援 問題データベースなどの活用
- ・デジタルコンテンツの活用。→NHK for School などの活用

	活動例及び配慮事項		活動例及び配慮事項
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・漢字(ひらがな・カタカナ)練習をはじめとする文字の習得。 ・説明文、文学教材などを黙読し、意味調べをする。 ・図書室を活用し、読書を行い、読書感想文を書かせる。 	保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外で、個人的に身体を動かす種目(縄跳びや短距離といった陸上系)をする。(バトンなし・タッチなし) ・準備運動、ランニング等、距離を取る。 ・保健分野を実施する。例 小学校第6学年「病気の予防」から行う。
算数 数学	<ul style="list-style-type: none"> ・計算、図形の書き方など、一斉授業ののち、一人作業ができるものを優先的に行う。 	音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞を実施する。
理科 生活4	<ul style="list-style-type: none"> ・人と人との距離を保って、自然に触れる学習。例 春みつけ、植物観察 ・磁石や電気等の個人で行える実験を先に行う。 ・単元毎のまとめの学習にレポートを活用する。 	図工 美術	<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室や屋外で、個々で黙々とできる活動を行う。
社会	<ul style="list-style-type: none"> ・地図記号・都道府県の学習。 ・調べ学習 例 県内の名産品、歴史上の人物、国調べ。 ・歴史年表づくり。 	技術 家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養素や暮らし方についての単元より始める。 ・快適な暮らしについて考える。
動 英語 外国語活	(小学校) <ul style="list-style-type: none"> ・5、6年生はライティング中心からスタート ・年間計画によっては、4月は実施しないことも考えられる。 	の 総合的 時 的な 間 学習	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画によっては、4月は実施しないことも考えられる。